

「令和7年度ていね山映画祭」企画・運営業務 仕様書

1 業務名

「令和7年度ていね山映画祭」企画・運営業務

2 業務目的

手稲区では、区の内外に手稲区及び手稲山の魅力を発信するため、令和5年度より「ていね山映画祭」を実施しており、これは、国内外における手稲区の知名度向上、及び手稲区民のふるさと意識の醸成を目的とするものである。

本業務は、「ていね山映画祭」のこれまでの実績を踏まえ、映画制作を通じた、手稲区の“魅力おこし”、“にぎわいの創出”、“若者の活躍”、“関係・交流人口づくり”をコンセプトに事業を発展させることを目指すものである。

3 業務履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 「令和7年度ていね山映画祭」の概要

(1) 手稲区を舞台とした映画制作

(2) 制作した映画を活用した手稲区のPR

ア 制作映画の上映イベント「ていね山映画祭」開催及び関連イベントの実施

(ア) 日 程

令和7年10月23日（手稲山の日）の前後1カ月（おおむね9月中旬から11月中旬まで）※委託者との協議により、上記以外に開催することも可とする。

(イ) 会 場

メイン会場：手稲区民センター2階 区民ホール

※上記のほか、別会場において本映画祭と連携したイベントを行うことは可とするが、事前に委託者と協議し、了承を得ること。

(ウ) 内 容

○メインセレモニー

本映画祭を華々しく飾るセレモニーをメイン会場で実施する。なお、セレモニーについては、下記の要素を入れることとする。

- ・ 本映画祭関係者による開会あいさつ
- ・ オリジナル短編映画の関係者や招待ゲスト等による挨拶
- ・ ストーリーコンテスト受賞者の表彰
- ・ 来場者を楽しませる工夫（例 音と光を使用した演出）

- オリジナル短編映画の上映
メインセレモニー後にメイン会場で実施する。
- その他関連イベント（以下、「企画イベント」という。）の実施
本映画祭を多方面にPRし、より地域に根付いたものとなるようなイベントを企画・実施する。なお、関連イベントについては手稲区及び手稲区民、手稲区内の地域団体等と連携したものであること。ここでいう企画イベントについては、映画祭同日にメイン会場で行われるものに限らない。

イ SNS等を利用した制作映画の公開

5 業務内容

本事業実施に必要な関係者との企画・契約・制作・設営・運営・広報・撤去・料金の支払い等に係る業務を委託するものである。

(1) 企画運営全体に関すること

- ア 事業全体の実施スケジュールおよびイベント計画書の作成
 - (ア) 受託者は委託者と協議の上、事業全体の詳細なスケジュール（業務予定表）及び経費の見積を作成し、委託契約後1カ月以内に委託者へ提出すること。
 - (イ) 受託者は委託者と協議の上、イベントごとに計画書を作成し、イベント1カ月前までに委託者へ提出すること。

イ 委託事業全体の進捗管理

受託者は事業全体の進捗を適切に管理すること。

ウ 業務を円滑に遂行するための人員体制構築

- (ア) 事業全体の統括責任者及び各業務の責任者を配置すること。
- (イ) 業務執行体制、業務分担並びに連絡体制を明確にし、委託者へ提示すること。

エ 会場の確保

イベントを実施する会場を確保し、利用料が発生する場合は、支払いを行うこと。

オ 映画祭及び企画イベントにおける来場者の募集等

映画祭及び企画イベントにおける来場者の募集、抽選、案内状発送等に関する業務を行うこと。

カ 問い合わせに関する業務

市民等からの問い合わせ窓口の設置し、映画祭の問い合わせに対応すること。

(2) オリジナル短編映画の制作に関すること

ア ストーリーコンテストの審査業務

ストーリーコンテスト※ にて応募された作品の審査会を開催すること。

審査会は手稲区市民部長を含む、映画・映像関係に知見のある者3名～5名程度で組織すること。（※受賞項目、副賞については、委託者との協議の上、決定すること。）

また、審査会は原則対面で行うこととするが、応募作品数が多い場合は一次審査として書類選考を行うことを妨げるものではない。

審査基準は以下のとおり。

【審査基準】

- ア) 映像化が可能であるもの
- イ) ストーリーに拡張性のあるもの（30分程度膨らみを持たせられるもの）
- ウ) 映像化した際に作品の品質が確保できるもの
- エ) グリーンシーズンの手稲区・手稲山を舞台とするもの
- オ) 手稲区の魅力が表現され、良好なイメージにつながるもの
- カ) 商業的、宗教的又は政治的な宣伝意図を有しないこと

※ストーリーコンテストとは

☐ 内 容

手稲区において、第3回ていね山映画祭にて制作する短編映画のストーリーアイデアを公募したもの。

☐ 応募期間

令和7年1月17日（金）から3月31（月）まで

☐ 募集要項

別添のとおり

イ 脚本の制作業務

ストーリーコンテストで大賞に選ばれた作品を基に短編映画の脚本制作を行う。

また、これに伴い発生する業務全てを受託者の責任において行うこと。なお、脚本の制作にあたっては、「ウ オリジナル短編映画制作について（イ）」に示す条件を満たすことができるよう注意すること。

ウ オリジナル短編映画制作について

（ア） イにて制作した脚本により、映画制作を行う。なお、映画制作に伴い発生する業務全てを受託者の責任において行うこと。

（イ） 映画制作にあたっては、下記の条件を厳守すること。

○映画は、30分程度のものとする。

○手稲山が象徴的に登場するなど、手稲区のイメージアップにつながるものとする
こと。

○映画内にはバリアフリー字幕を表示させること。（詳細は下記のとおり）

- ・動画内容の代替情報を「字幕」で視覚的に提供する場合は、映像・音声で情報提供しようとしているものと”同等の内容”を提供すること。
- ・ナレーションなどはすべて「字幕」で視覚的に提供すること。なお、映画祭応募用として英語字幕版も併せて制作すること。
- ・「発話」以外の音声も、その動画内容を理解する上で必要な情報である場合は、「字幕」にその内容を織り込むこと。
- ・字幕や文字の色は、背景色とコントラスト比が4.5：1以上となること。

○映像の種類については、実写、セル画アニメーション、CG又はこれらの合成等、映像表現方法は問わない。特にアニメーションの場合は、観客が手稲区及び手稲山が舞台であると認識できる表現を挿入すること。

(3) 関係者との調整・契約に関すること

ア 映画制作に係る関係者（原作者、脚本家、監督、楽曲提供者等）との調整・契約を適切に行うこと。なお、各関係者と取り交わす契約について、契約の相手・内容・様式等についてあらかじめ委託者へ提示し、協議の上、了承を得てから行うこと。

（※手稲区では、制作した映画を映画祭当日における上映、YouTube 上での公開、一般市民へのDVD貸出等を想定しており、前述の活用が可能となるよう契約を進めること。）

イ 関係者の式典への招待に係る調整（交通機関・宿泊先の手配等）・費用負担を行うこと。

(4) イベント当日の運営に関すること

ア イベントの進行管理

安全かつ円滑な進行管理に努めること。

イ イベントの総合演出

適切かつ効果的な演出を行い、イベントを盛り上げること。

ウ 関係者（ゲスト・来場者等）の対応、誘導、警備、案内

関係者や来場者の対応にあたり、事故のないよう、誘導・警備を行うほか、案内看板等を設置すること。

(5) アンケートの実施について

イベントの来場者に対し、アンケートを行い、集計結果を委託者へ提供すること。

※アンケートの内容については、別途、委託者が示す。

(6) 広報及びPRに関すること

- ア 広報・PR 計画の作成
- イ 本映画祭の約 1 カ月前からの街中装飾（ポスター掲示等）
- ウ チラシ・パンフレット等の作成及び配布

(7) 記録映像・写真撮影

映画撮影やイベント時の映像・写真を撮影し、委託者へ提供すること。

※委託者は提供された映像・写真等を広報用に使用することがある。

(8) 本事業の報告について

ア 定期報告

受託者は、原則として地域振興課長に対し、1 カ月に 1 回程度、業務の進捗状況を報告するとともに、業務の実施にあたって必要な意見交換を行うものとする。

イ 完了報告

本業務が完了した時、受託者は速やかに当該委託業務の完了報告書及び業務報告書を委託者に提出しなければならない。

6 成果物及び提出物等

- (1) 業務予定表（任意様式）
- (2) 制作した短編映画を記録した DVD5 枚（内訳 MP4 形式：3 枚、DVD-video 形式：2 枚とし、字幕付きのものとする。）
- (3) 制作したパンフレット及びポスターデータ（ファイル形式は ai 及び PDF 形式とする。）
- (4) アンケート調査等の集計データ（ファイル形式は PDF 形式及び編集可能な形式とする。）
- (5) 業務報告書 5 部（A 4 縦、カラー両面印刷とする。）

7 再委託について

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に委託者に対して書面にて、再委託の内容、再委託先(商号名または名称)、その他、委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。
- (3) 受託者は、委託者の承認を得て、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合、受託者は委託等をした相手方（以下「再委託先」という。）の業務の実施状況等を把握すること。

8 安全の確保

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたって、常に安全の確保をしなければならない。
- (2) 受託者は、業務実施上の瑕疵により、第三者等に損害が生じた場合は、その損害を賠償すること。このため、必要な範囲で保険の加入等を行うこととし、事故等が発生した場合は、受託

者が速やかに対応するとともに委託者へ報告すること。

9 秘密の保持

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

10 著作権の帰属等

- (1) 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。また、受託者は委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (2) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

11 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピー徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務にかかる用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。

12 留意事項

- (1) 本業務履行にあたり、この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議のうえ決定する。

- (2) 本業務履行にあたり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (3) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料などは、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- (4) この業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (5) 本業務履行にあたり、参加者及び企業から参加費等の費用を徴収することは認めない。ただし、業務履行に必要な範囲での物品の貸出、提供による協賛は可能なものとする。
- (6) 受託者は、本業務を実施するに当たって個人情報を取り扱う際には、「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、また、個人情報保護のため、「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」を提出し、その内容について業務履行開始前までに担当課の評価を受けること。

13 問合せ先

担当 手稲区市民部地域振興課

住所 〒006-8612 札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目

電話 011-681-2445 FAX011-681-2523

令和7年度ていね山映画祭 ストーリーコンテスト募集要項

1. 募集テーマ

テーマは自由です。10～15分程度の短編映画の原案となる、グリーンシーズンの手稲区や手稲山を舞台とするストーリーをお寄せください。

2. 応募期間

2025年1月17日～2025年3月31日（月曜日）23:59まで

※郵送による応募の場合は必着。

3. 応募資格

国籍、住所、年齢、経験、資格、個人、団体を問わず、どなたでもご応募できます。ただし、18歳未満の方が応募する場合には、保護者の同意を必要とします。

4. 応募内容

グリーンシーズンの手稲区や手稲山を舞台とする、10～15分程度の短編映画のストーリーのアイデアを応募してください。

作品のジャンル、実話・フィクション、発表済み・未発表を問いません。

5. 作品条件

- ストーリーの大部分が手稲で展開されること
- ロケーションとしての魅力ある場所が登場し、手稲区のイメージアップにつながることに
- 現実的に、ショート映画として今回、映画化することができる内容であること

6. 応募方法

応募フォームによる（令和7年度3月31日をもって閉鎖）

【応募事項】

- ・作品タイトル
- ・応募者情報（名前、ペンネーム、年齢、住所、電話番号、Email、職業 / 学校名）
- ・あらすじ
- ・ストーリー（2000文字以内）
- ・想定ロケーション
- ・登場人物紹介
- ・コメント（自由記述）

7. 表彰

グランプリ：1名 副賞 ストーリーの映画化 及び商品券3万円相当

特別賞：3名 副賞 商品券1万円相当

ていぬ賞：10名程度 副賞 ていぬグッズ

8. スケジュール

応募締切 2025年3月31日（月曜日）23:59

結果発表 2025年6月中旬予定

映画制作 2025年中

9. 応募規定

- 応募ストーリーは、応募者本人が執筆し、著作権を持つものに限り、著作権や肖像権など第三者の権利を侵害するストーリーは応募不可とします。
- 過去に他のコンテスト等で入賞したストーリー及び他のコンテスト等に応募している最中のストーリーは、それらの類似作品を含めて応募不可とします。
- 特定の思想及び宗教又は政治的信条を支持又は宣伝しようとするものと認められるストーリーは応募不可とします。
- 応募ストーリーが公序良俗に反すると認められる場合は、応募自体を無効とします。
- 主催者は、受賞ストーリーが応募規定に抵触すると判断したとき、受賞者に受賞の取消及び副賞等の返還要求を行うことがあります。
- 主催者が、応募ストーリーを第三者に営利目的で利用させることはありません。ただし、応募者に事前に目的等を説明の上、ご了承を得られた場合のみ、第三者に応募ストーリーを提供することがあります。
- 応募ストーリーについて、ロケ場所や権利関係などについて応募者に問い合わせをすることがあります。
- 応募ストーリーが日本語であること。

10. 受賞ストーリーの使用

- グランプリストーリーを映画化するにあたり、内容の改変や加筆を行う場合があります。
- 主催者が行う広報活動、関連企画、報道、広告等に受賞ストーリーを用いる場合があります。
- 札幌市の関連施設や札幌市が認める施設で開催する展示会や上映会、区のホームページ等のインターネット上で、受賞ストーリーを公開する場合があります。
- 主催者が受賞ストーリーを使用するにあたって、受賞者の氏名（またはペンネーム）、居住市区町村名、ストーリータイトル、内容、受賞者のコメントを表示する場合があります（その他の情報を同意なく表示することはありません）。

11. 審査員

映画制作者、有識者、手稲区ほか

12. 主催

手稲区役所市民部地域振興課

13. 個人情報の取り扱いについて

ご応募にあたって記載いただく個人情報については、応募いただいた内容確認の連絡、審査結果の通知など、本業務に必要な範囲で使用いたします。

業務に必要な範囲で札幌市からの委託業者に個人情報を提供する可能性がありますので、予めご了承ください。